

令和4年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="329 596 1130 688">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="537 720 923 779">（建設関連業務）</p> <p data-bbox="457 800 1003 861">[地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="468 1541 982 1604"><u>令和4</u>年10月以降</p> <p data-bbox="510 1684 940 1757">宮城県土木部</p>	<p data-bbox="1611 596 2412 688">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1813 720 2199 779">（建設関連業務）</p> <p data-bbox="1733 800 2279 861">[地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="1757 1541 2270 1604">令和3年10月以降</p> <p data-bbox="1798 1684 2228 1757">宮城県土木部</p>	

令和4年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第108条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(3) <u>採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は</u>採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第108条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。</p>	